

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

告 示

○国土調査の成果の認証

(地域復興支援課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

二

○地域森林計画の変更(二件)

(林業振興課)

二

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

二

○都市計画の変更

(都市計画課)

三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件)

(同)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(管 財 課)

四

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

(教育庁生涯学習課)

七

監 査 委 員

○定期監査結果に対する措置の公表(二件)

一三

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月十二日

○宮城県規則第二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第三項中「第二十四条の四第四項」を「第二十四条の四第六項」に改める。

第三十二条第一項中「第七十三条の二第六項又は第七項」を「第七十三条の二第七項又は第八項」に改める。

様式第三十八号の二中「第24条の4第6項」を「第24条の4第8項」に、「第24条の4第2項」を「第24条の4第4項」に、「第24条の4第4項」を「第24条の4第6項」に、「第75条の2第3項」を「第75条の2第5項」に、「第75条の2第5項」を「第75条の2第7項」に改める。

様式第三十九号中「固定資産価格」を「固定資産価額」に、「発電用固定資産」を「発電用固定資産、電力容量」に改める。

様式第四十九号中「第24条の4第5項」を「第24条の4第7項」に、「第24条の4第3項」を「第24条の4第5項」に改める。

様式第二百二十七号の二(裏)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

様式第二百二十七号の三(裏)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「第23条第1項第8号」を「第23条第1項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条第一項の改正規定 平成三十年四月一日

二 様式第二百二十七号の二(裏)及び様式第二百二十七号の三の改正規定 平成三十一年一月一日(経過措置)

2 改正前の宮城県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
川崎町
- 二 調査を行った時期
平成二十七年から平成二十八年度まで

- 三 成果の名称
柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

- 四 調査を行った地域
柴田郡川崎町大字小野字釜場山、同字子地倉山の一部、同字裏山の一部、同字金山の一部、同字大平山の一部、同字日ノ沢の一部、同字山岸の一部、同字小松山、同字西田の一部

- 五 認証年月日
平成三十年一月五日

○宮城県告示第二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五一一〇〇七四八	田尻地域福祉事業所 あぐりきつず 大崎市田尻北牧目字 牧目三十九一	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ワーク イズコープ	平成二十九年 十二月七日
○四五一一〇〇四五三	チャレンジド岩ヶ崎 栗原市栗駒岩ヶ崎下 小路二十七番地	放課後等デイサービス	株式会社リツ ワ	平成三十年一 月一日

○宮城県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 地域森林計画の名称
宮城北部地域森林計画変更計画

- 二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 地域森林計画の名称
宮城南地域森林計画変更計画

- 二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前	後	前	後			
八・七・三	八・七・三	八・七・三	八・七・三	二二七・五	二二七・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
二六・三	二六・三	二六・三	二六・三			
九・五・〇	九・五・〇	九・五・〇	九・五・〇	七〇二・八	七〇二・八	
二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇			

○宮城県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 牡鹿半島公園線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
牡鹿郡女川町鷲神浜字内山六二番二地先から 同郡同町鷲神浜字内山八四番二地先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	七・六 一八・四 七・六 三九・八	四五八・七 四五八・七

○宮城県告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 石巻広域都市計画道路
 - 2 名称 三・四・一四号 七窪蛇田線
三・五・一九号 山下内海橋線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 1 追加する部分
石巻市清水町二丁目、石巻字清水尻、田道町一丁目の各一部
 - 2 廃止する部分
石巻市田道町二丁目、清水町二丁目、石巻字清水尻、駅前北通り四丁目、南中里三丁目、南中

里四丁目、大街道北四丁目、貞山二丁目、貞山三丁目、貞山四丁目、錦町、西山町、山下町一丁目の各一部

○宮城県告示第二十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 錦ヶ丘東地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十七号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 岩沼市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十八号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類

石巻広域都市計画特別用途地区
縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十九号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 代ヶ崎浜B地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十号

大郷町から大郷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大郷都市計画下水道

2 名称 大郷町流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
 第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について、同項の規定による知事の登録を受けている者であること。

9 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について、同項の規定による知事の登録を受けている者であること。

10 平成二十六年度以降において、延べ床面積一万平方メートル以上の建物に係る本件業務と同種の業務を受託し、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成三十年一月三十日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
 〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県総務部管財課調整班（担当 根井 ちさと 電話〇二二二二二一三三三五）

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 平成三十年一月三十日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年一月二十五日（木）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月三十日（火）午前九時から平成三十年二月七日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月三十日（火）午前九時から平成三十年二月七日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 平成三十年二月十五日（木）午前九時から平成三十年二月二十一日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 平成三十年二月二十一日（水）午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年二月二十二日(木) 午前十時 宮城県行政庁舎十二階 一〇一会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 入札参加に当たっての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領(平成二十四年十二月十二日施行)」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないかを数値的判断基準により審査する。

また、当該審査により落札不相当とならなかった場合は、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、調査(以下「履行能力確認調査」という)する。

(二) 具体的な調査方法、最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」(平成二十四年十二月十二日施行)に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>)からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始することから地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。有

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無

8 契約書作成の要否

- 9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of Service Required : Cleaning of the Miyagi Prefectural Government Building and other locations (1 set)
- 2 Period of Implementation : April 1, 2018 to March 31, 2021
- 3 Location of Implementation : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other locations
- 4 Location and Deadline of Bid Submission : February 21, 2018 (Wed), 5 : 00 p.m General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government
- 5 Location and Date of Bid Selection : February 22, 2018 (Thu), 10 : 00 a.m. Conference Room 1201, Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : Chisato Nei, General Affairs Section, Property Management Division General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan TEL: 022-211-2351

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年一月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市下余田字中荷二百六十七番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区幸町三丁目十六番一号 幸町職員宿舍二百七

齋藤 正俊	齋藤 友己
-------	-------

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年一月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市八幡二丁目二百二十五番一、二百二十五番二の一部、二百二十五番五の一部、二百二十六番一の一部、二百二十六番四、六百六十番の一部、六百六十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年一月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市留ヶ谷二丁目百五番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番一号
ナイス株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年一月十二日

- 一 入札に付する事項
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第七号及び第八号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米以上の建物に係る同種の業務を十二か月以上継続して履行した実績を有すること（現在履行中のものについては、契約締結後十二か月以上経過しているものを含む。）。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成三十年二月六日午後五時までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ平成三十年一月二十四日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班(担当 馬場 電話〇二二二二二一三六五二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成三十年一月三十日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年一月二十五日正午までに2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年二月六日午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年二月十四日午前九時から平成三十年二月二十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

平成三十年二月二十一日午後五時まで(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の時に開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成三十年二月二十二日午後二時 宮城県行政庁舎二階 第二入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本入札は、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの

関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>)からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service Required : Cleaning of the Miyagi Prefectural Library (1 set)
- 2 Period of Implementation : April 1, 2018 to March 31, 2021
- 3 Deadline of Bid Selection (by electronic submission system) : February 14, 2018 (Wed), 9 : 00 am. to February 21, 2018 (Wed), 5 : 00 p.m.
- 4 Deadline and Location of Bid Selection (in person) : February 22, 2018 (Thu), 2 : 00 p.m. Second Bidding Room, 2nd floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Deadline of Bid Selection (by mail) : February 21, 2018 (Wed), 5 : 00 p.m.
- 6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3651
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区川内元支倉三十四番一 宮城県美術館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び

理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団

員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第

一項第七号及び第八号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去五年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ

床面積一万平方米以上の美術館、博物館、病院等の建物に係る同種の業務を、十二か月以

上継続して履行した実績を有すること(現在履行中のものについては、契約締結後十二か月以上

経過しているものを含む。)

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成三十年二月六日午後五

時までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に説

明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のな

目八番一号 電話〇二二一一一三三三五)へ平成三十年一月二十四日午後五時までに提出す

ること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續

の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における

相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交

付場所及び問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

宮城県教育庁生涯学習課管理調整班(担当 馬場 電話〇二二一一一三三六一)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成三十年一月三十日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年

一月二十五日正午までに2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年二月六日午後五時

までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日まで

の間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年二月十四日午前九時から平成三十年二月二十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

平成三十年二月二十一日午後五時まで(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に

入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書

留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日

時に開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成三十年二月二十二日午後三時 宮城県行政庁舎二階 第二入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本入札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成

し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする必要がある。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service Required : Cleaning of the Miyagi Museum of Art (1 set)
 2 Period of Implementation : April 1, 2018 to March 31, 2021
 3 Deadline of Bid Selection (by electronic submission system) : February 14, 2018 (Wed), 9 : 00 am. to February 21, 2018 (Wed), 5 : 00 pm.
 4 Deadline and Location of Bid Selection (in person) : February 22, 2018 (Thu), 3 : 00 pm. Second Bidding Room, 2nd floor of Miyagi Prefectural Government Building
 5 Deadline of Bid Selection (by mail) : February 21, 2018 (Wed), 5 : 00 pm.
 6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3651
 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第3号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年 1月12日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	す	じ	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成29年 8月25日
- 2 通知のあった日
平成29年10月31日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
(1) 仙台第一高等学校
イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよ

うに対策を講じられたい。
 (内容)
 4月1日に調定すべき進路活動用複写機設置使用料について、翌年3月1日に調定したものの。
 ・件数 1件
 ・調定金額 6,930円
 ロ 措置の内容
 このような調定遅延が今後発生しないよう、過去の監査資料・会計書類等から当該年度において処理すべき調定の一覧表を作成し、それを事務室内に掲示し、処理する毎に処理状況を記入し、処理状況を共有する仕組みにした。
 その一覧の作成により、今年度は処理及び確認が的確に行われている。

○宮城県監査委員告示第4号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年 1月12日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	す	じ	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成29年 8月25日
 - 2 通知のあった日
平成29年10月31日
 - 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
(1) 人事課・行政管理室
イ 監査委員の報告の内容
- 国際経済・交流課における過誤払返納金の調定において、事務処理の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)

職員の人事異動に伴う通勤手当の返納処理について、新所属である人事課が行う事務処理が遅延したことにより、旧所属である国際経済・交流課において、調定遅延が生じたもの。

- ・件数 1件
- ・調定金額 28,970円

ロ 措置の内容

人事異動に伴う通勤経路の変更により、通勤手当の返納を要する転入者については、リスト化した上で、処理の進捗状況を一覧表により管理することとした。

また、該当職員の旧（又は新）所属と連絡を取り合いながら処理の見通しを双方で確認し、遅延や失念の防止を徹底することとした。

(2) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
- 現年度分 1,604,680,723円
- 過年度分 2,576,717,505円
- 合 計 4,181,398,228円
- ・平成27年度収入未済額
- 現年度分 1,735,423,962円
- 過年度分 3,044,091,239円
- 合 計 4,779,515,201円

ロ 措置の内容

平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき県税収入未済の縮減に努め、平成27年度決算から約5億9千8百万円の縮減（▲12.5%）が図られた。今後も下記取り組みで更なる収入未済額の縮減を進め、税収確保に努めていく。

県税収入未済額の約8割を占める個人県民税については、計画の重点税目と定め、市町村と連携・協働した縮減対策を実施するため、県税事務所在市町村滞納整理業務改善支援チームを設置し、積極的に市町村を支援する。

支援内容としては、県税職員が市町村職員の身分を併せ持つ併任制度の拡大のほか、県による直接徴収の実施、特別徴収の推進などの徴収対策を継続して行っていく。また、地方税徴収

対策室による集中的な滞納整理も継続する。

個人県民税以外については、適切な財産調査に基づき、滞納処分を中心とした取組を徹底するとともに、担保力のない滞納者に対しては、納税の緩和制度を適用するなど、更なる収入未済額の縮減を図る。

税務課においては、各県税事務所の債権管理が適切に行われていることを確認するため、計画に基づき定めた縮減目標及び事業計画の進捗状況を定期的に把握し、収入未済額の縮減が進むよう指導・助言していく。

(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金（平成23年度産業廃棄物再資源化・再生资源利活用設備等整備事業費及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備事業に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
- 現年度分 0円
- 過年度分 36,118,000円
- 合 計 36,118,000円
- ・平成27年度収入未済額
- 現年度分 36,118,000円
- 過年度分 0円
- 合 計 36,118,000円

ロ 措置の内容

当該債務者は、既に経営が破綻し、自力での再建が困難な状態となっているため、現在、自社の事業や財産の任意整理を鋭意進めているところである。これまでも、2か月に1回程度の頻度で面談を実施し、資力が確保できれば補助金返還にも応じる姿勢を見せていることから、引き続き、納付に向けた交渉を粘り強く継続し、収納促進に努めていく。

(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

堺 城 興 公 報

<p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 28,710,603円</p> <p>過年度分 608,266,133円</p> <p>合 計 636,976,736円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 64,654,681円</p> <p>過年度分 544,453,759円</p> <p>合 計 609,108,440円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成24年度以降、特別納付金の適正な管理と収入未済額縮減のため、銀行預金等の差押えを行うなど、時効の中断と計画的な回収に努めている。</p> <p>債務者（不真正連帯債務者8者）に対して、文書等で納付を促しているが、特に県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付折衝を行い、自主的納付を促しており、今年度は4月から9月までに、一部納付金として428,000円を回収した。</p> <p>引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、定期的に所得調査及び財産調査などを実施し、新たな財産の発見に努め、必要に応じて差押えを行うなど、できる限り債権回収に努めていく。</p> <p>平成28年度収入未済額 636,976,736円 (A)</p> <p>収入済額 428,000円 (B)</p> <p>不納欠損額 0円 (C)</p> <p>平成29年度調定額 28,668,036円 (D)</p> <p>平成29年9月末収入未済額 665,216,772円 (A - B - C + D)</p> <p>(5) 子育て支援課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 11,418,479円</p> <p>過年度分 81,540,568円</p>	<p>合 計 92,959,047円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,305,948円</p> <p>過年度分 83,673,066円</p> <p>合 計 95,979,014円</p> <p>○児童保護費</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,290,180円</p> <p>過年度分 10,028,060円</p> <p>合 計 14,318,240円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,396,940円</p> <p>過年度分 10,507,990円</p> <p>合 計 12,904,930円</p> <p>○過誤払返納金（里親委託費）</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 1,372,994円</p> <p>合 計 1,372,994円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 72,000円</p> <p>過年度分 1,300,994円</p> <p>合 計 1,372,994円</p> <p>○児童扶養手当給付費返還金</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 168,000円</p> <p>過年度分 13,021,610円</p> <p>合 計 13,189,610円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 493,860円</p> <p>過年度分 14,472,070円</p>
--	--

合 計 14,965,930円

ロ 措置の内容

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、保健福祉部全体で取り組むために策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、各取組を実施してきたところである。

部長をトップとし、各事務所長を含めた対策会議では、縮減目標の設定のほか、各事務所の実績評価や進捗管理を行い、さらに、各事務所においては、検討会議等を重ね、縮減に向けた対策や取組方針等を定め、本庁と事務所が一体となり取り組んできた。その結果、前年度の収入未済額を下回る縮減が図られたことから、今後、縮減に向けた対策をより一層強化するとともに、債権管理システムを活用した効率的な債権管理を行い、また、回収困難な案件に対するサービサーの利用を取り入れながら、収入未済の縮減に努めていく。

・平成28年度収入未済額 92,959,047円

収入済額 4,996,823円

不納欠損額 0円

平成29年8月末現在収入未済額 87,962,224円

○児童保護費

収入未済縮減にあたり児童相談所に対して、次のとおり助言した。

なお、時効により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。

(イ) 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入の必要性について十分な説明を行い、理解を得ることを徹底すること。

(ロ) 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。

(ハ) 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。

(ニ) 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。

・平成28年度収入未済額 14,318,240円

収入済額 400,300円

不納欠損額 0円

平成29年8月末現在収入未済額 13,917,941円

○過誤払返納金（里親委託費）

過誤払返納金のあった東部児童相談所では、引き続き返納対象者に対し督促を行うほか、関係機関と連携し状況確認を行った。

新たな過誤払返納金が生じないように里親の状況把握を慎重に行うこと及び返納対象者の財産状況の把握に努めながら分割納入等の指導をするよう、再度助言した。

・平成28年度収入未済額 1,372,994円

収入済額 0円

不納欠損額 0円

平成29年8月末現在収入未済額 1,372,994円

○児童扶養手当給付費返還金

特別滞納整理期間（7月及び12月）を設け、平成29年度においても、7月に集中督促を行い、一括での返還が難しい債務者には、分割納入や債務承認書等の説明・手続きを行った。また、市町村と連携して支払差しの処理を行うなど、返還金発生の未然防止に努めた。

・平成28年度収入未済額 13,189,610円

収入済額 431,120円

不納欠損額 0円

平成29年8月末現在収入未済額 12,758,490円

(6) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

予算管理において、適正さを欠いたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○ 歳出予算について、地方自治法で原則的に禁止されている「各々の間の流用があったもの。」

・流用元 第3款 第1項 第7目

・流用先 第3款 第2項 第5目

・流用額 681,812円

○ 障害児施設の新築に伴う予算について、補正予算への増額計上を失念したことにより、予算額を超えた執行が行われたもの。

・不足予算額 762,960円

報 告 公 報 城 県 公 報

<p>ロ 措置の内容</p> <p>平成29年8月25日付けの総務部長通知「歳出予算の流用について」を踏まえ、あらためて予算の適正な管理・執行に関する課員への注意喚起を行ったほか、予算執行に係る補助簿の作成や内部統制の徹底などを図り、今後機能の追加が予定されている会計システムの活用等とあわせて再発防止に努めていく。</p> <p>(7) 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>中小企業等グループ施設等復旧整備補助金返還金において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。</p> <p>(内容)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">・平成28年度収入未済額</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>5,361,111円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>624,132,558円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>629,493,669円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・平成27年度収入未済額</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>16,822,765円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>624,132,558円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>640,955,323円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>現年分収入未済の2法人については、平成28年に破産手続きが開始され、補助金で取得した財産の処分による換価が必要となったことから承認し、返還金の納付を命令したが、配当手続未了のため未収となったものである。今後、債権者集会に参加するなど、破産手続きの動向を注視していく。</p> <p>また、不正受給案件である1法人の収入未済については、納付指導や経営状況の把握に努めてきたが、平成28年11月に破産手続きが開始されたことから、破産手続きの動向を注視しながら、国とも協議し対応を検討していく。</p> <p>(8) 雇用対策課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。</p> <p>(内容)</p>	・平成28年度収入未済額		現年度分	5,361,111円	過年度分	624,132,558円	合 計	629,493,669円	・平成27年度収入未済額		現年度分	16,822,765円	過年度分	624,132,558円	合 計	640,955,323円	<p>○補助金等精算返還金（雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">・平成28年度収入未済額</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>64,518,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,105,938円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>65,623,938円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・平成27年度収入未済額</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>517,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>588,938円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,105,938円</td> </tr> </table> <p>○過誤払返納金（事業復興型雇用創出助成金）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">・平成28年度収入未済額</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>12,912,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>4,494,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,406,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・平成27年度収入未済額</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,544,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,544,000円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>○補助金等精算返還金</p> <p>事業復興型雇用創出助成金分については、収入未済事業者から納付誓約及び分割納付計画を徴し、納付を促すとともに債権管理に努めている。業績不振、経営悪化等により、計画どおり履行されていない事業者については、定期的に面談を行い、経営状況等を聴取するとともに納付を指導している。また、連絡を取り合うことが困難な事業者については、代表者宅の訪問や資産調査を実施している。</p> <p>雇用維持奨励金の平成28年度過年度分588,938円については、債務者に対し平成25年12月20日付けで奨励金588,938円の交付決定取消・返還命令を行っているが、平成29年8月4日から破産手続が開始されたことから、状況を注視している。平成29年10月23日に財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会が開かれる予定である。</p> <p>○過誤払返納金</p> <p>上記、事業復興型雇用創出助成金分と同様に、適切に債権管理及び納付指導等を行って</p>	・平成28年度収入未済額		現年度分	64,518,000円	過年度分	1,105,938円	合 計	65,623,938円	・平成27年度収入未済額		現年度分	517,000円	過年度分	588,938円	合 計	1,105,938円	・平成28年度収入未済額		現年度分	12,912,000円	過年度分	4,494,000円	合 計	17,406,000円	・平成27年度収入未済額		現年度分	4,544,000円	過年度分	0円	合 計	4,544,000円
・平成28年度収入未済額																																																	
現年度分	5,361,111円																																																
過年度分	624,132,558円																																																
合 計	629,493,669円																																																
・平成27年度収入未済額																																																	
現年度分	16,822,765円																																																
過年度分	624,132,558円																																																
合 計	640,955,323円																																																
・平成28年度収入未済額																																																	
現年度分	64,518,000円																																																
過年度分	1,105,938円																																																
合 計	65,623,938円																																																
・平成27年度収入未済額																																																	
現年度分	517,000円																																																
過年度分	588,938円																																																
合 計	1,105,938円																																																
・平成28年度収入未済額																																																	
現年度分	12,912,000円																																																
過年度分	4,494,000円																																																
合 計	17,406,000円																																																
・平成27年度収入未済額																																																	
現年度分	4,544,000円																																																
過年度分	0円																																																
合 計	4,544,000円																																																

る。

破産申立てを行った事業者について、破産手続きが開始された旨裁判所から通知があったため、債権届出書を提出するとともに、債権者集会への出席を予定している。

今後とも、適正な審査に努めることはもとより、疑わしい事案については必要に応じ現地調査を実施する等厳正に対処することにより、過誤を発生させないよう努めていく。

(9) 国際経済・交流課・海外ビジネス支援室

イ 監査委員の報告の内容

過誤払返納金において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

職員の人事異動に伴う通勤手当の返納処理について、調定遅延が生じたもの。

・件数 1件

・調定金額 28,970円

ロ 措置の内容

人事異動に伴って返納が生じる職員をリスト化し、おおむね2か月を目処に新所属における特例計算報告書の提出状況を確認し、調定遅延の防止を図ることとした。

(10) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金連約金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 8,917,407円

過年度分 0円

合 計 8,917,407円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付金については、収入未済額の縮減に向けて、債務者への電話連絡や訪問面談により資産や生活状況等を把握し、地方振興事務所とも連携しながら債権の回収に努めてきた。当該案件は、平成28年度において、資産売却により延滞金元金を一括償還し、それに伴い連約金(13,594,630円)が発生したものであるが、その後継続して面談等による納入指導を行った結果、年度内に連約金の一部(4,677,223円)の償還を得たところである。

今後も電話連絡や面談等により経済状況を見極めながら納入指導を継続し、収納促進を図っていくが、延滞者は、経営不振に加え東日本大震災の原発事故の影響により更に経営が悪化し、収入も乏しく、高齢者であることから、償還が著しく困難であると認められる場合は、債権放棄も視野に入れながら今後の対応を検討していく。

平成28年度違約金調定額 13,594,630円

収入済額 4,677,223円

収入未済額 8,917,407円

(11) 住宅課・復興住宅整備室

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・平成28年度収入未済額

現年度分 19,723,719円

過年度分 29,704,018円

合 計 49,427,737円

・平成27年度収入未済額

現年度分 15,141,480円

過年度分 35,612,802円

合 計 50,754,282円

○県営住宅駐車場使用料

・平成28年度収入未済額

現年度分 1,689,200円

過年度分 1,760,500円

合 計 3,449,700円

・平成27年度収入未済額

現年度分 1,421,950円

過年度分 2,084,520円

合 計 3,506,470円

ロ 措置の内容

報 告 書

平成28年6月に「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（平成28年度～平成32年度）」を策定し、更なる滞納家賃等の縮減に向け、初期滞納者への早期対応や長期滞納者への法的対応等を含め重点的に取り組んでいる。

県営住宅の管理業務を委託している宮城県住宅供給公社との連絡調整会議を毎月開催し、滞納整理の実施状況や収納状況等を把握しながら、滞納発生に対する早期の対応を指示するとともに、滞納が長期化している案件については法的な対応も視野に入れながら、対応方針について個々に協議及び検討し、対策を講じている。

(イ) 重点的な取組事項

a 入居者への取組

(a) 初期滞納者（1～2か月）への取組強化（拡充）

(b) 法的措置による厳正な対応（継続）

(c) 収入申告の徹底（継続）

(d) 生活保護受給者の代理納付の利用拡大（継続）

(e) 連帯保証人に対する対応の強化（継続）

b 退去者への取組

(a) 民間債権回収業者（サービサー）の活用（継続）

(b) 法的措置による厳正な対応（継続）

(c) 連帯保証人に対する対応の強化（継続）

(12) 高校教育課

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 75,275,305円

過年度分 1,300,111,431円

合 計 2,052,864,448円

・平成27年度収入未済額

現年度分 69,198,456円

過年度分 89,517,912円

合 計 1,587,163,681円

ロ 措置の内容

収入未済額を縮減するため、未納者に対し、督促状を送付し、さらに未納額総額の納付催告書を送付するほか、電話により督促している。

今年度からは、6か月以上未納の方に対して、未納額総額の納付催告書を添付するなど取組を強化している。

経済的事情等により償還が困難な場合は、償還猶予の申請を案内し、新たな収入未済を抑制すると同時に収入未済分の償還に努めてもらっている。また、一括納付が困難な場合は毎月の償還へ上乘せする分割納付を可能とし償還を促している。

平成28年度において、過年度の収入未済のうち、28,705,225円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

(13) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○損害賠償金

・平成28年度収入未済額

現年度分 2,278,800円

過年度分 20,064,744円

合 計 22,343,544円

・平成27年度収入未済額

現年度分 2,842,560円

過年度分 17,668,184円

合 計 20,510,744円

○放置違反金

・平成28年度収入未済額

現年度分 3,291,000円

過年度分 6,080,000円

合 計 9,371,000円

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,917,000円

過年度分	7,818,000円
合計	12,735,000円

○延滞金（放置違反金に係る延滞金）

・平成28年度収入未済額

現年度分	464,500円
過年度分	1,062,100円
合計	1,526,600円

・平成27年度収入未済額

現年度分	712,900円
過年度分	997,400円
合計	1,710,300円

措置の内容

○損害賠償金

(イ) 電話による納付促進

電話による納付促進を実施した。

(ロ) 分割納付・一部現金による債権の回収

生活困窮等の理由で一括納付ができない債務者に対しては、一部現金納付により債権を回収した。

(ハ) 分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

平成28年度収入未済額の処理状況

平成28年度収入未済額	22,343,544円
収入済額	2,396,000円
不納欠損額	0円

平成29年9月末現在収入未済額	19,947,544円
-----------------	-------------

○放置違反金及び延滞金

(イ) 臨戸訪問による現金徴収（自主納付）の強化

督促・催促後の滞納者及び所在不明者、連絡が取れない者に対しては綿密な各種照会と追跡調査を徹底し、積極的に臨戸訪問を実施して自主納付を促すとともに現金徴収を行った。

(ロ) 電話催促による自主納付の推進

督促後も滞納している者に対しては、電話催促専任の非常勤職員2名による早期の電話催促を実施し、自主納付を促した。

(ハ) 滞納処分の実施

再三の催告に応じない滞納者については、財産調査を徹底し預貯金債権の差押え等の滞納処分を実施した。

平成28年度収入未済額の処理状況（放置違反金）

平成28年度収入未済額	9,371,000円
収入済額	2,067,000円
不納欠損額	0円

平成29年9月末現在収入未済額	7,304,000円
-----------------	------------

平成28年度収入未済額の処理状況（放置違反金に係る延滞金）

平成28年度収入未済額	1,526,600円
収入済額	262,300円
不納欠損額	0円

平成29年9月末現在収入未済額	1,264,300円
-----------------	------------

(14) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

補助金の実績報告書において、不適正な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

○ 補助金について、実績報告書の提出が遅れたことにより、会計年度内に概算払いの精算が行われず、補助金の返還に伴う調定が翌年度になったもの。

・件数	1件
-----	----

・返納額	474,164円
------	----------

○ 補助金の実績報告書について、引き続き提出期限が守られていないものがあつたもの。

・件数	3件
-----	----

措置の内容
補助金交付団体に対し、適正な予算執行とともに、実績報告書の早期作成を指示し、今後においては期限内に報告を行わせることとした。